観光標識台帳システム開発に係る業務企画提案募集要項

１　事業の目的

　　　約１，２００基ある観光案内標識の台帳について、平成２１年度から観光案内標識台帳システムにて管理しているが、権限の制限がないなど、セキュリティ面で高いリスクを保有している状態である。

　　　また、令和元年７月１日付けで「熊本県屋外広告物条例」が改正され、看板の管理者に点検義務が課せられた。これに伴い、令和２年度から観光標識の点検委託事業を実施しているが、現行のシステムでは、受託事業者への観光標識に係る情報提供が容易でない。

　　　円滑に業務を行うためには、台帳システムの改修又は再構築が必要であり、専門知識を有する事業者に委託し、システムを運用することで、観光案内標識の適切な点検・管理を行う。

２　委託業務の内容

観光標識台帳システムの改修・再構築を行う。

３　委託期間

契約締結日から令和３年（２０２１年）３月３１日（水）まで

４　委託金額の上限額

４，０００千円（消費税及び地方消費税額を含む）

※契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定するため、必ずしも提示される金額が契約額と一致しないので留意すること。

５　委託先の選定

（１）選定方法

企画提案方式とする。委託先の選定に当たり、募集期間を定め応募（企画提案）のあったものについて、書類審査を経て適当と認められる応募者を採択することとする。

（２）審査項目と選定方法

企画提案等の内容について、審査委員会により下記の各評価項目に基づく審査を行い、全審査委員の合計点数の最も高い者を受託者として決定する。

その者が、受託を辞退した場合には、次に点数が高い者を受託者とする。

ただし、全ての審査委員の点数が６０点に満たない場合は、受託者を決定しないものとする。

参加者が１者の場合は、全ての審査委員が、全ての審査項目に６割以上の評価をした場合に、当該事業者を受託者とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価の視点 | 評価項目 | 配点 |
| 1 | 業務の目的を達成するために必要な実施体制、能力・実績 | 本業務を主に担当する事業所の情報管理体制と配置できる人員の資格保有状況 | 10 |
| 2 | 類似する業務の受託実績 | 行政システム等に係る自治体からの受託実績 | 20 |
| 3 | 業務の内容を十分に理解した成果品のイメージ | 成果品（管理システム）のイメージ 県が提示したシステムの内容が提案に反映されているか システムが簡易で使いやすいものとして提案されているか | 60 |
| 4 | 業務の目的を達成するために十分な企業の規模等 | 財務内容・直近３カ年の決算の経常利益 | 5 |
| 5 | 経済性 | 企画内容に対して妥当な見積書となっているか | 5 |

６　参加条件

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定により入札に参加することができない

とされた者でないこと。

（２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。

（３）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあっては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

（４）熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１４年熊本県告示第８１１号）第２条第１項の規定による指名停止の期間中でないこと。

（５）熊本県税の未納がないこと。消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

（６）熊本県暴力団排除条例（平成２２年熊本県条例第５２号）に基づく暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

７　応募（募集）方法

（１）応募（募集）期間

令和２年（２０２０年）１２月７日（月）～１２月２１日（月）（必着）

※受付時間は、午前８時３０分から午後５時１５分まで（祝祭日を除く月曜日か　ら金曜日）とする。

※質問期間は、令和２年（２０２０年）１２月７日（月）～１２月１４日（月）とし、別添の質問書（様式２）に内容を記載し電子メールで送信すること。回答は電子メールで送信する。（質問内容及び回答内容について、応募者全員に周知する必要があると判断した時は、応募者全員に質問及び回答内容を周知する場合がある。）

（２）応募（参加）申請時提出書類

①企画提案応募書（様式１）

②企画提案書（様式３）

※ 次の点を明記すること

・実施体制

・事業所の情報管理体制

・主要構成員の経歴等

・有資格者の人数（本事業を主に担当する職員の資格）

・直近３カ年の受託実績（国、地方公共団体のシステムの受注実績）

・システム構築の案

・財務状況（直近３カ年の決算の経常利益）

※ 応募に要する経費は応募者の負担とする。

※ 提出書類は、原則として返却しない。

（３）提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

熊本県観光企画課　宛て

電話：096-333-2322 FAX：096-385-7077

e-mail：koyama-k@pref.kumamoto.lg.jp

（４）提出方法

郵送又は持参（令和２年（２０２０年）１２月２１日（月）必着）

（５）審査会日時及び場所

日時：令和２年（２０２０年）１２月２３日（水）

場所：観光企画課内

※審査は提出された書類によって行うため、提案者の出席は不要。

８　契約

本契約は、企画提案方式により委託事業者が特定されるため、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号の規定により随意契約とし、熊本県会計規則第９５条第１項第１号の規定により単独見積とする。

　　　また、委託契約の締結に際し、熊本県会計規則第７７条の規定により契約金額の１００分の１０以上の契約保証金を納付するものとする。ただし、受託者が同規則第７８条各号に該当する場合は、この限りではない。

９　受託者の責務

（１）秘密の保持や個人情報の保護等を行う義務がある。

（２）委託者の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を第三者へ引き受けさせることはできない。

（３）委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

（４）業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要になった経費は受託者負担とする。

１０　その他の留意事項

（１）業務の処理状況について、委託者が報告を求めたり、必要な指示をする場合があるので協力すること。

（２）業務の実施に当たって必要な詳細事項及び疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議して解決することとする。

（３）作成した物品の著作権及び使用権は、全て委託者に帰属するものとする。

１１　今後のスケジュール

令和２年（２０２０年）１２月　７日（月）　　募集開始・県ホームページ掲載

１２月２１日（月）　　募集締切

１２月２３日（水）　　審査委員会、受託者決定

令和３年（２０２１年）１月上旬　　　　　　　契約締結

１月～３月　　　　　　システム改修・再構築

３月２６日（金）まで　業務完了